

令和5年5月8日

保護者の皆様へ

認定こども園桜保育園  
園長 佐藤 美保子

## 新型コロナウイルス感染症対応基準（桜保育園版）

本日より、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけ変更（2類から5類に引き下げ）に伴い、当園といたしましても下記のように対応を変更させていただきます。

なお、感染症が完全に収束したわけではないので、引き続き感染対策を行いつつ保育を行います。

厚生労働省から示されたQ&A、及び、文部科学省より示されたパブリックコメント等では、

発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えること、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

と、示されていることから「発症日の翌日より5日間かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまで」の出席停止による自宅待機をお願いします。

また、感染者数に応じて学級閉鎖を行う場合もあり、保育園運営に支障をきたす場合は休園をお願いする場合があります。

### ●園児または職員に陽性者が確認された場合

- ・陽性者は、発症日より5日間、尚且つ熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでの出席停止となります。
- ・陽性が確認された場合は、以下の項目について調査、把握を行います。
  - 1、発症日及び陽性確認日の確認
  - 2、受診医療機関の確認
  - 3、症状などを確認
- ・従来は陽性者が確認された時点で『濃厚接触者の特定』『接触のあった方のお迎え・自宅待機のお願ひ』などを行い、安心でんしょばとにて緊急連絡をしていましたが、今後は原則として行いません。なお、陽性者が複数人確認され、クラスまたは園内で感染が広がっていると園または保健所が判断した場合、安心でんしょばとにて緊急連絡を実施し注意喚起などを行います。

### ●通常保育について

- 1) 引き続き感染対策を行いつつ保育を行います。
  - ・手洗い、うがい、手指消毒の慣行
- 2) 5月末日までは感染状況を見ながらクラスごとに保育を行います。なお、土曜保育及び延長保育については【ゆり・ひまわり・もも】【すみれ・たんぼぼ・つぼみ】での混合保育を行います。

## ●マスクの着用について

- ・園児、保護者の方、職員のマスク着用は自由とします。各自の判断で着脱をしてください。なお、運動あそびや午睡時などはマスクを外すよう指導させていただきます。
- ・マスク着用の有無により、園での生活や活動に制限を設けることは致しません。

### 【参考】

## 感染症法上の位置づけ変更後の療養について（ポイント）

5月8日以降の取扱

### 新型コロナウイルス感染症は、他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

- 鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さに個人差がありますが、**発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出している**といわれています。
- 発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、**特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意**してください。

### 新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。  
周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。  
各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。なお、高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください。  
また、感染が大きく拡大している場合には、一時的により強いお願いを行うことがあります。

#### (1) 外出を控えることが推奨される期間

- ・特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として**5日間は外出を控えること**（※2）、かつ、  
・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの**症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること**が推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

（※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

#### (2) 周りの方への配慮

**10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性が**あることから、**不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮**しましょう。  
発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

※ 学校における取扱いについては、文部科学省においてパブリックコメントを実施予定。

### 5月8日以降の「濃厚接触者」の取扱はどのようになりますか？

令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。